

回答自治体名：郡山市

担当課室：生活環境部原子力災害総合対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

本市を含めた福島県内の指定廃棄物については、国による速やかな処分を強く求める。このために必要な管理型処分場の供用開始を早急に決断し、速やかに中間貯蔵施設を整備すること。

また、指定廃棄物の放射性物質濃度が自然減衰等により 8,000Bq/kg 以下となった場合の取扱いについて示すとともに、指定廃棄物の保管の際に遮へいに要した資材の処分や保管場所の現状復旧のために必要な措置等についても国が全て財源措置を講じること。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、指定廃棄物には該当しないが、産廃処分事業者が独自の基準を設け引き取りを拒否する事例が散見され、対応に苦慮していることから、8,000Bq/kg 以下の廃棄物についても、指定廃棄物と同様の取扱を強く要望する。

ご協力ありがとうございました。